

重症/難治性喘息患者医療費助成応募要項

公益財団法人日本アレルギー協会

1 趣旨

重症/難治性喘息患者で生物学的製剤による治療が必要にもかかわらず経済的理由から治療開始を躊躇する患者、特に世帯所得 200 万円以内の患者の経済的負担を軽減することにより、治療費の負担が理由で喘息治療の目標達成が困難な患者の生物学的製剤による治療の開始及びその効果判定の手助けを行う

付記：ここで言う世帯とは、住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持し、若しくは独立して生計を営む単身者をいう

2 助成対象者

- (1) 重症/難治性喘息患者
- (2) 高額療養費適用区分エに相当する世帯所得 200 万円以内の患者
- (3) 初めて生物学的製剤の投与を受ける患者もしくは生物学的製剤の投与経験がある患者で最終の投与から 1 年以上経過している患者
- (4) (1)、(2)、(3)を満たす患者で、主治医からの治療申請が出された患者
- (5) 70 歳未満であること
- (6) 助成申請は、やむを得ない事情での治療中断等をした場合を除き、原則 1 回とする。有効判定期間内に有効性が認められない患者には生物学的薬剤を変えてさらに 4 ヶ月投与する。その期間においても追加助成を行う
*有効判定期間内とは生物学的製剤の有効性を判定する期間 4 ヶ月をいう

3 応募方法

助成条件を満たす患者は日本アレルギー協会内の重症/難治性喘息患者医療費助成基金事務局に助成申請を郵送にて行う

4 助成申請に必要な書類

- (1) 助成申請書（患者自身が記載）
- (2) 主治医及び助成対象患者情報書（主治医が記載）
主治医は日本呼吸器学会または日本アレルギー学会の専門医を条件とする
- (3) 住民票
- (4) 前年の世帯所得を証明する資料（源泉徴収票、確定申告書第 1 表等）

5 助成金額と助成金支払申請書

助成認定有効期間内に月額 20,000 円を最大 4 ヶ月(16 週)合計 80,000 円まで助成

6 運営者

公益財団法人日本アレルギー協会 理事長 東田有智

7 事務局

- (1) 事務局は助成条件を満たすか確認を行う
- (2) 諮問会議での最終認定後に申請患者に認定を郵送にて通知する
- (3) 事務局は支払申請書類受領後1週間を目途に患者指定の金融機関口座に助成金を振り込む

8 諮問会議

- (1) 理事長を含む理事4名、外部委員として医療経済学者1名、弁護士1名の合計6名で構成される諮問会議にて助成基準と助成期間の決定及び助成申請患者の最終認定判定を行う

9 支払申請に必要な書類

- (1) 認定を受けた患者は、生物学的製剤の投与を受けるごとに、生物学的製剤を含む喘息治療費支払を証明する資料の写しと助成金支払申請書を郵送にて提出する
- (2) 助成金振込先金融機関情報

10 助成認定有効期間

認定日から6ヵ月間

11 申請書類送付先

〒102-0074 東京都千代田区九段南 4-1-8 第二小磯ビル 2階
公益財団法人日本アレルギー協会「重症/難治性喘息患者医療費助成基金事務局」
TEL 03-3222-3437 FAX 03-3222-3438